

税理士による“相続”無料相談

11/23(土・祝)・12/21(土)

- ◆会場／蒲田展示場、馬込展示場、品川展示場
◆時間／①10:00～ ②13:00～ ③15:00～
④17:00～

各回定員1組様 [要予約] 参加費無料

相談員／税理士法人スマートシンク 税理士 漆谷 耕太先生

ひとつでも当てはまる場合、相続時に
「もめる、あわてる、損をする」ケースが多い。

- 高齢の親御さんがアパートを所有
- 親御さんが亡くなった時、
相続税がどれくらいか不明
- 親御さんが
親族と共有する不動産がある

